



公益社団法人大阪聴力障害者協会 FAX 06-6768-3833
 〒 540-0012 大阪市中央区谷町 5-4-13 TEL 06-6761-1394
 大阪府谷町福祉センター 3階大阪ろうあ会館内
<http://www.daicyokyo.jp/>

昭和 53 年 8 月 18 日 第 3 種郵便物認可
 年間購読料 2,000 円【一部 200 円】
 (会員は会費の中に含まれています)
 郵便振替口座 00900-9-59377

No.634

2019 年 (平成 31 年)
 3 月 1 日発行
 (毎月 1 日発行)



2019年1月30日(水)、大阪の聴覚障害者夫婦が、自身が受けた旧優生保護法(1948年~1996年)による強制不妊手術の被害について、国に提訴をしました。

これまで兵庫、静岡で聴覚障害者による国への提訴がありました。大阪では初めてとなります。

当日は朝9時に大阪地方裁判所正門前に、原告夫婦と大聴協関係者、弁護士が集結、マスコミが取材する中「国は謝罪と補償を！」と書かれた横断幕をかかげて行進しました。

また、先に提訴行動に踏み切った兵庫県聴覚障害者協会からは、早朝にも関わらず、嘉田事務局次長が応援に駆けつけてくださいました。

提訴行動後は裁判所内で記者会見を行い、原告夫婦と担当弁護士の他、大竹会長も取材に応じました。第1回公判は4月17日(水)に行われます。今後は、手話通訳もふくめた支援体制の構築が急務となつてきます。

(大竹会長のコメント)

旧優生保護法また優生思想による強制不妊手術を強いられたことは、手話言語を否定することで聞こえない人に対する人権侵害であり、障害者の生存と尊厳を否定したというしかありません。

裁判は国に対して謝罪を求めています。現在、国は謝罪の姿勢を示していません。

障害者を取りまく環境はまだ不十分です。私たちはこの裁判を通して、障害のあるなしにかかわらずすべての人が支え合う社会および気兼ねなく手話言語で語り合える街の実現をめざしていきます。